

令和7年度 兵庫県会計年度任用職員（心理判定員） 採用選考案内（区分：資格免許B）

心理判定員の非常勤職員の募集です。

- ・受付期間 令和7年1月23日（木）応募書類必着
- ・試験日 応募書類〆切後7日以内に書類選考を実施の上、通過者へ面接の日時を連絡
- ・任用期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- ・勤務場所 兵庫県立こども病院

1 募集職種、採用予定人員等

職名	採用予定人員	主な職務内容	勤務形態
心理判定員	1～2名	心理判定業務、 その他日常業務全般	週1～2日（火曜日、木曜日）

（注）採用予定人員は、今後変更する場合があります。

2 受験資格

- （1）令和7年4月1日現在で18歳以上の方（年齢の上限はなし）
- （2）任用の日に兵庫県立こども病院に勤務可能な方
- （3）学校教育法による大学または旧大学令に基づく大学において、心理学を専修する学科またはこれに相当する課程を修めて卒業した者
- （4）公認心理師もしくは臨床心理士の資格を有する者
- （5）ウエクスラー検査、新版K式発達検査が出来る方が望ましい
- （6）地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方
ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 選考方法

- （1）選考方法
所定の応募書類及び面接試験による選考
- （2）日時
応募書類は令和7年1月23日（木）必着〆切後7日以内に書類選考を実施の上、通過者へ面接の日時を連絡
- （3）場所
兵庫県立こども病院
〒650-0047 神戸市中央区港島南町1丁目6-7 TEL:078-945-7300

4 申込先及び申込方法

下記まで郵送で所定の応募書類（写真を貼付したもの）を提出してください。

※大学で心理学を専修する学科または、これに相当する課程を修めて卒業したことを証する書類の写しを添付してください。

※申込書には希望の勤務日数・曜日を記入してください。

なお、応募書類は、A 4 縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどをせずに提出してください。

兵庫県立こども病院総務課

〒650-0047 神戸市中央区港島南町1丁目6-7

封筒表に「**心理判定員 応募**」と記入してください

※ 所定の応募書類は当院ホームページからダウンロードできます。

5 合格発表

書類選考及び面接試験後、7日以内に電話連絡にて通知します。

6 採用予定時期

令和7年4月1日

7 任用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日です。

(勤務実績に基づく能力実証等により、4回を上限に再度の任用を行う場合があります。)

8 勤務条件等

(1) 給料月額 (地域手当を含む)

・週1日の場合

月額 49,339 円～54,590 円 (昇級あり：ただし上限あり)

・週2日の場合

月額 98,678 円～109,181 円 (昇級あり：ただし上限あり)

※ 給料月額の算定は、職歴により個別に決定します。なお、給料月額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。

※ 給料月額は、正規職員の給与改定を受けて変更されることがあります。

(2) 超過勤務手当等

勤務の内容・実績に応じ、手当が支給されることがあります。

(3) 通勤手当

正規職員に準じて支給します。(支給限度額の設定あり)

(4) 勤務時間

8:45 ～ 17:30 (休憩 60 分)

※勤務曜日は週1日の場合は火曜日又は、木曜日から選択
週2日の場合は火曜日、木曜日

(5) 休暇

年次有給休暇 (時間単位の取得が可能)

その他、任用条件に応じた各種休暇 (有給・無給) あり

(6) 条件付採用

改正地方公務員法 (令和2年4月1日施行) 第22条第1項及び第22条の2第7項の規定に基づき、採用は条件付とし、採用後1月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

9 その他

- (1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (2) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員としてサービスの規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- (3) 営利企業への従事(兼業)を行うことができますが、兼業についての届出が必要になります。また、以下のような場合に該当しないよう注意してください。
 - ・兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。
 - ・兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。
 - ・兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。